

おかやま労働安全 衛生センター

2025年7月22日第34号

〒700-0094

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター3階

電話 086-266-8008

FAX 086-232-3714

E-mail oka2012ro-an@41.toki.ne.jp

岡山県吉備中央町のPFAS問題

現時点で健康影響と明らかな関係見られず

岡山県吉備中央町の円城浄水場の水から健康への影響が懸念される有害な有機フッ素化合物（総称PFAS）が検出された問題で、町は5月18日、2度目の住民説明会を開催し、問題の水を飲んだ人と飲んでいない人との間に病気の既往歴や脂質異常などに差があるかの暫定的な解析結果を公表した。

18日の住民説明会では、岡山大学大学院の頼藤貴志教授（疫学・衛生学）が血液検査の分析の途中経過を説明した。説明によると、成人のうち水を飲んだ1019人と飲んでいない1613人で脂質異常や高血圧といった既往症の割合を比べたが、明らかな差は見られなかった。子どもの早産や低体重児の割合にも明らかな差はなかったとしている。PFASの一種、PFOAの血中濃度と脂質や肝機能、甲状腺関連の指標との関連についても、血中濃度が高いほど異常を示す値が明らかに高いといった結果は見られなかった。その上で、今後も長期的に調査を続けることや年齢や性別、それに飲酒や喫煙歴などを考慮した詳細な分析を進める必要があると説明した。

分析の最終的な結果は、ことし8月までに示される見込みとなっている。

住民からは次の血液検査を早く実施するよう求める意見も出ていることから、町は、実施時期をこれまで示してきた「5年後」にこだわらない姿勢を示した。

吉備中央町は昨年11月から、浄水場の給水区域の住民など希望者を対象に公費で血液検査を行い、PFASの血中濃度の平均がアメリカで健康リスクが高まるとされる値の7.5倍余りだったことなどが分かっている。

説明を聞いた1歳と3歳の子どもがいる30代の母親は「3歳の子はPFASの血中濃度がすごく高かった。今回の報告だけでは安心できない。町として、できることは全部してほしい」と話した。

住民グループの代表の小倉博司さんは「これから健康状態がどのように推移してい

くか分からないので、まったく安心できていない。町には、具体的なアフターフォローに積極的に取り組んでほしい」と話した。

また、岡山大学大学院の頼藤貴志教授は「現状、明らかに差があるところは見つけれられていないが、さらに詳細な分析をしていきたい。住民の方からも意見をもらえたので、これからにいかしていきたい」とした。（新聞記事より）

【主な経過】

- 6月 4日 第1回運営委員会 13：30～
- 6月 17日 アスベスト弁護団会議 10：00～
- 6月 27日 中皮腫を治せる病気へ！
アスベスト健康被害の格差と隙間のない
補償を求める省庁交渉 14：00～
- 6月 30日 建設アスベスト四国訴訟 高松地裁 13：10～
- 7月 2日 第2回運営委員会 14：00～
- 7月 10日 アスベスト相談会 マスコミ要請 9：30～



建設アスベスト給付金の請求方法

厚生労働省は2022年1月19日から「建設アスベスト給付金制度」を完全施行し、給付金請求の受付を始めている。

厚生労働省のホームページから、建設アスベスト給付金制度の概要をまとめたパンフレットの他、請求の手引き（請求書の記入方法や必要な添付資料）、請求書等の各種様式、詳しいQ&Aなどがダウンロードできる。

労災認定を受けた方やそのご遺族（労災時効救済制度による特別遺族給付金を受けたご遺族を含む）は、給付金請求の前に「労災支給決定等情報提供サービス」（無料）を利用することが簡便。労災支給決定等情報提供サービスを申請した結果、「該当」と通知された方は、簡単な手続きで給付金が請求できる。

また、労災支給決定等情報提供サービスを申請した結果「非該当」もしくは「情報を提供することができません」という通知・回答がされた方でも、個別事情によって、給付金の対象となる可能性がある。

労災認定を受けた方も労災認定を受けていない方（環境省の石綿救済法認定やじん肺管理区分決定を受けた方を含む）も、自分の判断で諦めないことが大切である。

建設アスベスト給付金

4か月連続で審査件数の1割が不認定

2025年1月22日に開かれた第36回認定審査会の結果が公表された。これまでの審査件数合計8283件のうち、7918件（96%）が認定相当となっている。一方、不認定相当は198件（2%）であるが、2024年10月以降の審査会では、各回140件前後の審査件数のうち約1割（12～16件）が不認定相当となってい

る。このうち多くは労災等情報提供サービスを利用できない（労災認定を受けていない）一人親方等ないしそのご遺族による請求と考えられる。

一般的に、数十年前の就労歴を具体的に証明することは難しく、可能な限り調査を尽くしても、第三者の証言を得たり、追加資料を提出したりできないケースがある。

建設アスベスト給付金認定審査会の審査方針は、「具体的な判断に当たっては、特に就労歴や喫煙の習慣等について、その立証が容易でない場合も想定されるので、同種事例の裁判例も踏まえて、関係者の証言や申述等の内容が、当時の社会状況や被災者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて、明らかに不合理でない場合には柔軟に事実を認定する」というものであるが、このような審査方針に従った運用がなされているのか、疑問に思わざるを得ないケースが見られる。

不認定決定に対しては、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に不服申立（審査請求）することができる。建設アスベスト給付金請求の必要書類については、専門的な知識や経験が必要な場合がある。

国による救済が進んだ一方、最高裁で責任を認められながら、建材メーカーはいまだに争いを続けている。建材メーカーは、アスベストの危険性を知りながら、それを隠し、安全性をアピールしてまで製造・販売を続けた。建設アスベスト被害の拡大は、国だけでなく、建材メーカーにも大きな責任がある。

建設アスベスト給付金の認定を受けられた方・ご遺族の中には、給付金とは別に、建材メーカーに対する賠償請求ができる方が多数おられる。建材メーカーへの請求については、建設アスベスト訴訟全国弁護団に、相談してみることが大切である。

アスベスト健康被害労災保険の 給付の種類・給付内容と申請方法について

前号（33号）で、労災認定の基準について報告しましたので、今号では、給付の種類と給付内容及び申請方法について報告したいと思います。

労災保険給付の種類と給付内容

アスベスト健康被害が業務上疾病と認定された場合は、状況に応じた労災保険給付を受けることができる。

【療養（補償）等給付】

診療や療養で発生した費用分が支給される。労災保険の指定病院にかかった場合は、費用を支払う必要はないが、それ以外の医療機関で診断等を受けた場合は、かかった費用分が支給される。

【休業（補償）等給付】

労働災害により、労働ができずその間賃金を受け取ることができない場合は、休業1日につき、給付基礎日額の60%相当額と20%相当の休業特別支給金を受け取ることができる。なお、休業4日目以降が対象である。

【遺族（補償）等給付・葬祭料等（葬祭給付）】

労働者ご本人が、不幸にもお亡くなりになった場合は、ご遺族が給付金を受け取ることができる。

保険給付の内容は、ご遺族の人数に応じて変わる。

- 1人…給付基礎日額の153日分
- 2人…給付基礎日額の201日分
- 3人…給付基礎日額の223日分
- 4人以上…給付基礎日額の245日分



このほか、「葬祭料等（葬祭給付）」として、葬儀にかかる費用も支払われる。

支払われる給付金は、31万5000円に給付基礎日額の30日分を加えた額であるが、その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分となる。

なお、遺族（補償）年金を受け得るご遺族の方がいない場合は、遺族（補償）等一時金が特定の関係にある遺族などに支給される。

【障害（補償）等給付・一時金】

障害（補償）等給付は、『障害（補償）等年金』と『障害（補償）等一時金』がある。

『障害（補償）等年金』は、傷病が症状固定した後、障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったときに支給される。

『障害（補償）等一時金』は、傷病が症状固定した後、障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったときに支給される。

支払われる給付金の内容は、次の通りである。

- ・ **障害（補償）等年金**…障害等級に応じ、給付基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）の年金
- ・ **障害（補償）等一時金**…障害等級に応じ、給付基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）の一時金

【傷病（補償）等年金】

療養開始後、1年6か月を経過したものの、症状固定をしていない、または障害の程度が傷病等級に該当する場合に年金が給付される。労働者の請求に基づくものではなく、労働基準監督署長の職権で支給されるものである。

給付の内訳は、障害等級に応じ異なる。たとえば、障害等級1級であれば、給付基礎日額の313日分である。

【介護（補償）等給付】

障害（補償）等年金、または傷病（補償）等年金受給者であり、一定の障害があり介護を受けている場合は、介護費用が支給される。

※次号に続く

【当面する取り組み】

- 7月27日 アスベスト相談会 10：00～（奉還町「りぶら」）
交流会を含めた食事会 12：20～
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 定期総会 13：30～
- 7月30日 建材メーカー第15回公判 13：30～（岡山地裁）
- 9月20日～21日 全国安全センター第36回総会（東京）